

枚方市上下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の附属機関として、枚方市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 上下水道事業の経営上の重要な課題に関する事項
- (2) 上下水道事業の経営及び事業の計画に関する事項
- (3) 上下水道事業の経営及び事業の評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営及び事業に関し管理者が必要と認める事項

2 審議会は、前項に規定する事項について管理者に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 企業経営に関する専門的知識を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し管理者が適当と認める者

(委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第5条 管理者は、審議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、管理者）が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

- 2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(平29条例40・一部改正)

(部会)

第9条 会長は、審議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 前3条の規定は、部会について準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第10条 審議会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、

説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の守秘義務）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（参考）枚方市附属機関条例 抜粋

第5条

2 委員は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が相当と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、附属機関の会議に出席することができる。